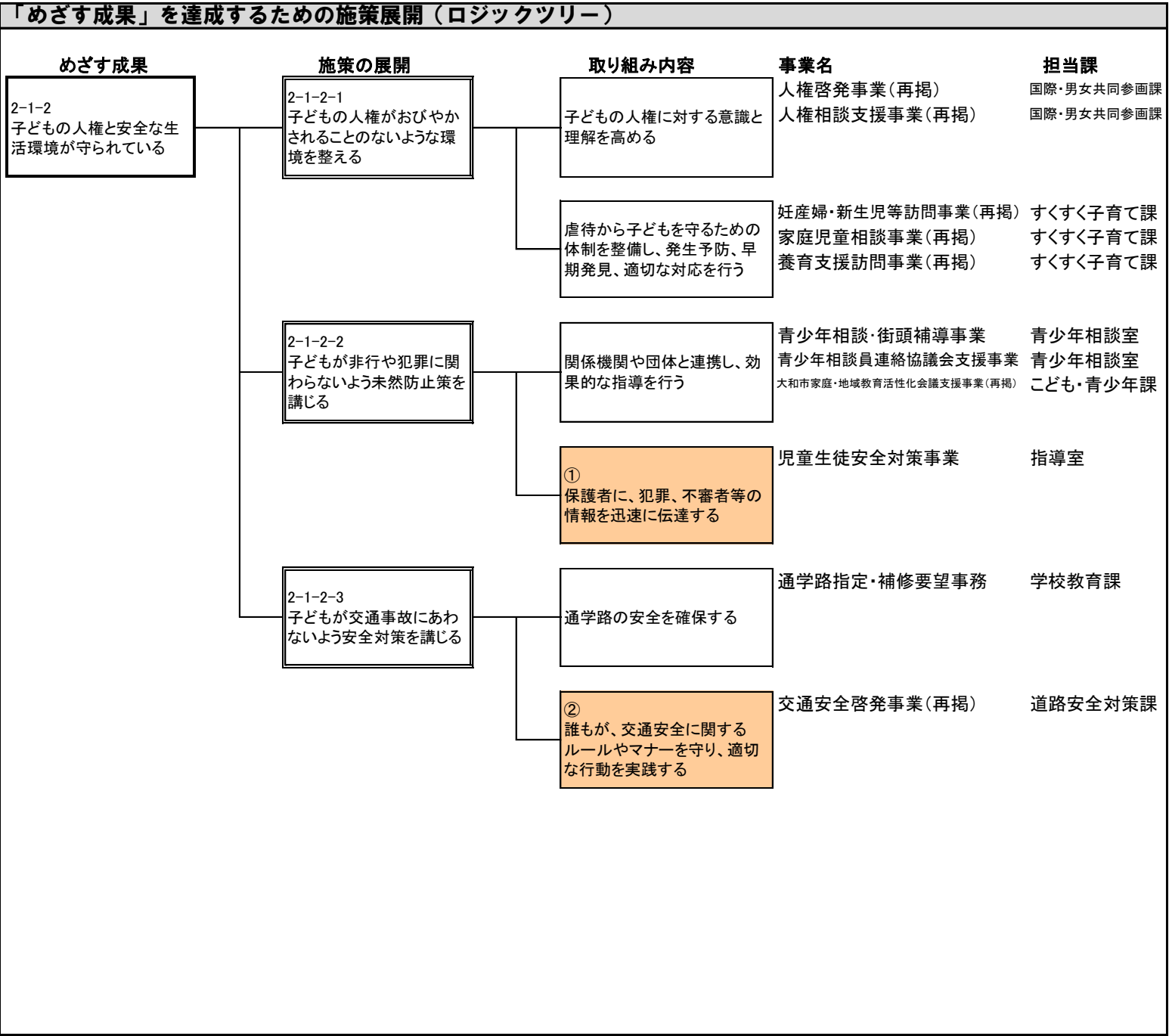


平成27年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
2－1－2 子どもの人権と安全な生活環境が守られている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	人の健康・子どもが生き生きと育つまち
	個別目標	子どもの健康と安全を守る
	めざす成果	子どもの人権と安全な生活環境が守られている
		子どもの人権が守られるとともに、子どもが犯罪や事故などにあわず、安全な生活を送っています。



成果を計る 主な指標	指標の名称	前期基本計画			後期基本計画		
		計画策定時 (H20)	最終目標値 (H25)	実績値 (H25)	実績値 (H26)	中間目標値 (H28)	最終目標値 (H30)
	① 学校P S メール世帯普及率			85. 6%	83. 8%	93. 0%	97. 0%
	② 子どもの交通事故の市内発生件数	171件	130件	95件	77件	120件	110件

所 管 部	教育部、こども部
平成26年度の取り組み内容	【子どもの人権がおびやかされることのないような環境を整える】 ・乳児家庭全戸訪問事業として、保健師・助産師・看護師・管理栄養士などの専門職で家庭訪問を行い、育児にかかわる相談や地域の育児資源の情報提供を実施しました。 ・要保護児童対策地域協議会の構成機関を増やすなど、児童虐待の対応を行うための体制を強化しました。 ・市職員一人ひとりの児童虐待に関する意識を高めるため、通告ガイドライン（職員用）を作成して配布しました。また、児童が居所不明となることを防止するため、児童の情報を管理する関係各課において新たにネットワーク会議を開催しました。 【子どもが非行や犯罪に関わらないよう未然防止策を講じる】 ・駅周辺、公園、ゲームセンター、カラオケボックス等、青少年のたまり場になりやすいところにおいて、専門街頭指導員2人と青少年相談員40人による巡回・街頭補導を行いました。 ・小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、学校P Sメールの加入推進を図っており、登録世帯数及び加入率が、12, 907件（84％）となりました。 【子どもが交通事故にあわないよう安全対策を講じる】 ・各学校・P T Aではその年の児童数に応じた登校班を編成し、通学ルートを決定しており、教育委員会は審査のうえ通学路を指定しています。さらに通学路の安全確保のため、交通管理者・道路管理者に交通安全対策を依頼するなど、児童生徒の登下校の安全確保を行っています。
	・乳児家庭全戸訪問事業は、市の職員のほかに非常勤スタッフを雇用しており、専門スタッフが個別の相談に応じることができるので市民の満足度も高い事業となっています。しかし、出生件数に対して必要なスタッフ数を確保することが難しく、引き続き努力が必要です。 ・補導回数は平成25年度317件から平成26年度303件と微減し、補導人数も平成25年度346人から平成26年度278人と減少しました。補導内容は自転車の交通違反行為が多く、青少年の非行防止と安全を守るために、継続的な取り組みが必要です。 ・学校P Sメールは、同一の情報を多数の保護者へ迅速かつ正確に提供できることから、連絡手段としては非常に有効です。しかし、携帯電話等の普及率は高いものの100％ではないことや、登録に関しては保護者の任意であるため、学校P Sメールの有効性の周知や、情報の質を高めていく必要があります。さらに、児童生徒の安全面や登下校の状況などを関係各課（事案により警察等）とも共有することで、より有効的な活用を心がけていく必要があります。

今後の展開方針		注）例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。
新規事業の立案		（該当する事務事業）
既存事業の拡充		（該当する事務事業）
事業の廃止・縮減		（該当する事務事業）
事業の効率化		（該当する事務事業）
その他見直し		（該当する事務事業）